

## 障がい福祉サービス等受給者証の取扱いについて

利用者へのサービス提供にあたり、各種受給者証（障がい福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、児童通所支援受給者証）の取扱いについて改めて周知します。内容を御理解いただき、適切なサービス提供に努めてください。

### 受給資格の確認

事業者が利用者に対してサービスを提供する場合は、利用者から受給者証の提示を受け、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量、利用者負担額及び利用者負担額の適用期間を確かめなければなりません。

受給資格は、サービス提供を行う事業所の責任において、受給者証の原本で確認します。

サービス提供に必要な支給決定がない場合は、利用者に対して支給決定が必要なこと等を案内し、支給申請に係る必要な支援（窓口の案内、支援者との連携、申請の代行等）を行ってください。

### 契約支給量等の受給者証への記載

事業者は、サービスを提供することとなった場合は、受給者証の該当欄に事業所の名称、サービスの内容、月当たりの提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載します。

他の事業者による契約支給量の記載（終了年月日が未記載のものに限る）がある場合は、契約支給量の総量が支給決定量を超えていないことを確認します。

なお、サービス提供（契約）が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供したサービスの量（日数）を記載します。